

野田市告示第77号

野田市マンション管理計画認定制度実施要綱（令和5年野田市告示第60号）の施行に関し必要な様式のひな型を別紙のとおり定め、令和5年4月1日から施行する。

令和5年3月31日

野田市長 鈴木 有

確 認 書

年 月 日

(宛先)野田市長

申請者(管理者等)の住所又は主たる事務所の所在地

申請者(管理者等)の氏名又は名称及び法人にあっては、その
代表者の氏名

この確認書及び添付書類に記載の事項は、事実と相違ありません。

大規模修繕の実施状況

長期修繕計画に基づき、計画的に実施している

長期修繕計画に基づき、計画的に実施していない

添付書類

長期修繕計画に基づき、計画的に実施している場合

- ・直近に実施した大規模修繕を含む長期修繕計画並びに当該大規模修繕の工事請負契約書及び領収書の写し

長期修繕計画に基づき、計画的に実施していない場合

- ・認定申請の時点で竣工後 15 年を経過しておらず、かつ、直近に作成した長期修繕計画における大規模修繕の計画時期を迎えていないマンションの内容がわかる書類の写し
- ・現況調査の結果に基づく合理的な理由により、直近に実施を予定していた大規模修繕を含む長期修繕計画の計画時期に、当該大規模修繕を行わなかったマンションの内容がわかる書類の写し

表 明 保 証 書

年 月 日

(宛先)野田市長

申請者(管理者等)の住所又は主たる事務所の所在地

申請者(管理者等)の氏名又は名称及び法人にあつては、その
代表者の氏名

当マンションでは、防災に関する以下の取組を管理組合として実施していることを表明し保証します。

自主防災組織を組織

災害時の対応マニュアルを作成

防災用品や医薬品・医療品を備蓄

非常食や飲料水を備蓄

定期的に防災訓練を実施

その他、管理組合として実施する防災に関する取組 ()

(注意) 実施状況が確認できる書類を添付すること。

第 年 月 日 号

様

野田市長



マンション管理計画を認定しない旨の通知書

下記の申請に係るマンション管理計画は、下記の理由によりマンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の4に規定する基準に適合しないため、同条の規定に基づき認定しないことを通知します。

記

- 1 申請年月日 年 月 日
- 2 申請に係るマンションの所在地
- 3 理 由

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

報 告 書

年 月 日

(宛先)野田市長

認定管理者等 住所
氏名
電話番号

マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の8の規定に基づき、管理計画認定マンションの管理の状況について報告を求められたため、下記のとおり報告します。

記

- 1 認定コード 第 号
- 2 認定年月日 年 月 日
- 3 認定に係るマンションの所在地
- 4 報告の内容

(注意)

- 1 認定管理者等が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
- 2 野田市より報告の内容について問合せを行う場合がありますので、電話番号を記入してください。
- 3 報告の内容に関する必要な書類を添付してください。

様

野田市長 印

改 善 命 令 書

マンションの管理の適正化の推進に関する法律第 5 条の 9 の規定に基づき、下記のとおり改善の措置を命じます。

記

1 改善の措置を命ずるマンション

(1) 認定コード 第 号

(2) 認定年月日 年 月 日

(3) 認定に係るマンションの所在地

2 改善処置の内容

3 改善の期限

(教示)

- この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

認定マンションの管理を取りやめる旨の申出書

年 月 日

(宛先)野田市長

認定管理者等 住所
氏名

下記の認定管理計画に基づく管理計画認定マンションの管理を取りやめたいので、野田市マンション管理計画認定制度実施要綱第6条の規定に基づき申し出ます。

記

- 1 認定コード 第 号
- 2 認定年月日 年 月 日
- 3 認定に係るマンションの所在地
- 4 理 由

(注意)

- 1 認定管理者等が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
- 2 認定通知書を添付してください。

様

野田市長 印

認定管理計画の認定取消通知書

下記の認定管理計画について、マンションの管理の適正化の推進に関する法律第 5 条の 10 第 1 項の規定により認定を取消しましたので、同条第 2 項の規定に基づき通知します。

記

- 1 認定コード 第 号
- 2 認定年月日 年 月 日
- 3 認定に係るマンションの所在地
- 4 理 由

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。